

○盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費に関する 条例

令和 2 年10月28日 条例第 6 号

盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和44年紫波郡環境施設組合条例第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第 5 項の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第 2 条 職員の給与については、別に定めがあるものを除き、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第 1 号）の適用（同条例第 4 条第 1 項第 2 号を除く。）を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」又は「町長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（職務の級）

第 3 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、別表に定めるとおりとする。

（旅費）

第 4 条 職員の旅費については、別に定めがあるものを除き、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年矢巾町条例第12号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」又は「町長」とあるのは「管理者」と、「町の機関」とあるのは「盛岡・紫波地区環境施設組合」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員）

第 5 条 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与及び旅費については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、職員の給与及び旅費について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年10月28日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	主任の職務
3 級	主査の職務
4 級	係長又は主任主査の職務
5 級	事務局次長又は清掃事業所長の職務
6 級	事務局長又は技監の職務